

款 定

特定非営利活動法人日本福祉厚生支援機構

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本福祉厚生支援機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福祉的支援の必要な方及び矯正施設退所予定者や退所者等に対して、福祉的支援の必要な方にはそれぞれに適した福祉サービスを提供し、また矯正施設退所予定者や退所者には社会復帰を目的とした相談支援事業を行います。地域における生活の安定と社会復帰に係る問題の改善や解決を図り、自立した生活の質の向上と地域社会における共生の促進、及び再犯の防止と安全で安心な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (4) 自立と社会参画活動を支援する事業
- (5) 自立と社会参画に関する知識の普及啓発事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会費は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名

することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
 - (2) 監事 1 人以上
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事長又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定による表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定による表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- （1） 総会の決議
- （2） 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- （3） 正会員の欠亡
- （4） 合併
- （5） 破産手続開始の決定
- （6） 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された特定非営利活動法人又は学校法人に譲渡するものとする。

（合併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に提示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	中 島 一 史
副理事長	杉 浦 圭
理 事	後 藤 晋 児
理 事	大 谷 光 弘
理 事	山 村 毅
監 事	杉 浦 隆 宏
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金

正 会 員	10,000 円
賛助会員	1,000 円
 - (2) 年会費

正 会 員	2,000 円
賛助会員	1,000 円/口

特定非営利活動法人日本福祉厚生支援機構

役 員 名 簿

役 名	氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事	ナカジマ カズフミ 中島 一史		無
理事	スギウラ ケイ 杉浦 圭		無
理事	ゴトウ シンジ 後藤 晋児		無
理事	オオタニ ミツヒロ 大谷 光弘		無
理事	ヤマムラ タケシ 山村 毅		無
監事	スギウラ タカヒロ 杉浦 隆宏		無

設立趣旨書

1. 趣旨

近年、社会においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし、地域の一員として尊重される共生社会の実現が強く求められています。その一方で、知的・精神・身体に障がいのある方や、福祉的支援を必要とする方々、さらには刑務所や更生施設を退所した人々の中には、十分な支援体制に恵まれず、生活の安定や社会復帰に困難を抱えている現状があります。

特に、矯正施設退所予定者や退所者については、地域社会に戻る際に「住まい」「就労」「相談支援」など多面的なサポートが不可欠であり、適切な支援がなされなければ再犯や孤立といった深刻な課題を生じかねません。これは本人のみならず、地域社会全体の安全・安心にも大きな影響を及ぼす問題です。

私たちは、このような課題の解決に資するため、本法人を設立いたします。本法人は、福祉的支援を必要とする方にはそれぞれに適した福祉サービスを提供するとともに、矯正施設退所予定者や退所者に対しては、社会復帰に向けた相談支援や地域生活支援を行います。これにより、生活基盤の安定と自立した暮らしの実現を後押しし、地域における共生の促進と再犯防止、さらには安全で安心な社会の形成に寄与することを目的としています。

本法人は、地域社会に必要とされる支援の拠点として、多様な人々が互いに尊重し合いながら暮らせる社会の実現を目指して活動してまいります。

2. 申請に至るまでの経過

令和7年7月8日 社業により中島一史、杉浦圭、後藤晋児が会合う。協力雇用主として刑務所や更生施設退所者等を支援している中島一史と杉浦圭、様々な形で福祉事業者を支援している後藤晋児とが意見交換をしていく中で、当法人の骨子となる事業内容の必要性を相互に認識した。

令和7年7月11日 同3名により再度、意見交換の場を設け、当法人の行おうとする事業の必要性を再認識し、NPO法人の設立を決意する。

令和7年7月18日 同3名により当法人の方向性を検討。

令和7年7月28日 中島一史、杉浦圭、後藤晋児の3名が発起人となり、当法人設立に向けての準備を開始。

令和7年8月11日 大谷光弘、山村毅が当法人の考えに賛同し、設立時役員として参画することを決める。同時に設立時社員一同で集まり、顔合わせを行った。

令和7年9月12日 第1回設立総会を開催

【理事長：中島一史】

私は20年間、人材派遣業界に身を置き、さまざまな人々と関わり合いながら、仕事を通じて衣食住の提供に携わってきました。その中で、要領よく生きる人や、日々コツコツと積み上げる仕事で得意な人など、同じ人間でも個性や特性が非常に多様であることを痛感してきました。人と接し、関わって初めてわかることの多さに、日々驚かされることの連続でした。

そんな中、私は軽犯罪を繰り返す従業員と出会いました。彼は仕事には真摯に取り組んでいるものの、何かのタイミングで再び軽犯罪に手を染めてしまいます。なぜそうになってしまうのか、私は非常に疑問に思いました。精神科医に相談したところ、「累犯障害者」という言葉を教えていただきました。それまで聞いたことのない言葉でしたが、調べてみると、軽犯罪の繰り返しには精神的な障害が関わっている場合があることを知りました。

この経験から、世の中の就業環境を改めて見つめ直すと、人は障害者か健常者かという二分ではなく、ボーダーライン上の人も含め、さまざまな特性を持つ人々が同じ職場で働いていることに気づかされました。私は、人それぞれの精神的特性や能力に応じた就業先があってもよいのではないかと考えるようになりました。

同時期、私の会社の仲間にも同じ考えを持つ者がおり、人それぞれのベクトルに合った就労環境を整備すべきだという意見がありました。社会には、日々平然と生活を送る人もいれば、毎日を過ごすのが精いっぱいの人もあります。そのような多様な人々が、自分の立場や環境に適した生活や社会参加の仕方を理解し実現できることこそ、国民全体の安心につながると確信しました。

こうした経験と考えをもとに、私たちは日本一の協力雇用主として培った知見を生かし、社内での理念を具現化するために NPO 法人を設立することが最適であると判断しました。小さな取り組みではありますが、この法人を通じて、再犯のない、誰もが住みやすく、生きづらさを感じない社会の実現に寄与したいと考えております。

【副理事：杉浦圭】

わたくしは、幼少期より、両親や家族より「自分より弱い立場の人に手を差し出せる」人間になりなさい。また、「立派な社会人になりなさい」と言われて育ってきました。ありがたいことに、私は五体満足に生まれ育つことができ、今日に至ります。

さて、そんな私ですがヘッドハンティングを機に人材派遣会社の取締役副社長として身を置くこととなりました。自分が尊敬できる社長の元で日々仕事に邁進できる環境は、充実し、満足し、謳歌していました。そんな中で、新たな会社の取り組みとして“協力雇用主”となることとなりました。協力雇用主とは、元受刑者や元刑務所服役者が同じ過ちを起こさないように企業が採用し、衣食住の細かな所まで目配り気配りをし、就労を継続させるという法務省が主唱する事業です。

今までそのような人に関わり合うことが無い中で生活をしてきた私にとって未知なる事業でしたが幼少期の両親の教えを思い出し、ひとりでも同じ過ちを起こさないで一緒に頑張れる社会が弊社内からでも出来たら良いなと思い頑張りました。いつでも傍らで社長に見守って頂き、困った事が起こったり、壁にぶち当たったら相談し、相談と教授を繰り返し一緒に壁を乗り越えてきました。そんな甲斐もあり、延べ人数で日本一の採用人数を誇る協力雇用主に成長できました。その中で、一括りに元受刑者や元刑務所服役者と総称しているが、細分化すると障害者認定が受けられる知的な障害を持った方や障害者としての認定と手帳の申請を行うことが出来る方など色々な方が居ることを知りました。

その上で、我々は株式会社とは別に、特定非営利活動法人を設立し、就労継続支援 A 型事業所を皮切りに、就労継続支援 B 型事業所とそこに通う者が居住するグループホームを開所・設立することがそれぞれ個々に違うベクトルに合わせた生活水準とリズムを構築し、生きやすさ・安心した実社会に適合した私生活の創造に繋がると考えております。

冒頭申し上げた内容の経験値は誰にも負けない日本一の経験値であると共に、その経験値を最大限に生かし、特定非営利活動法人としての活動をする事こそが私の信念である。その結果、再犯の無い、誰もが住みやすく生きづらさを感じない素晴らしい日本になります。本事業に注力する決意と設立の趣旨・思いは上記の通りです。

【理事：後藤晋児】

私は、これまで建設業・不動産業の経営に携わる一方で、平成 12 年の介護保険法施行を契機に福祉分野へと事業を広げ、介護施設の運営に取り組んでまいりました。さらに、平成 17 年に障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）が施行されると同時に、障がい者グループホームや就労継続支援 B 型事業所の運営にも尽力し、地域で暮らす方々が安心して生活できる環境づくりに取り組んでまいりました。

その過程において、介護や障がい福祉の現場では「住まいの確保」と「働く場の提供」がいかに大きな課題であるかを痛感してきました。とりわけ、多様な障害を抱える方々が地域社会の中で自立し、自分らしく生きていくためには、生活基盤の安定と社会参加の機会が不可欠です。

私はこれまで、NPO 法人くらし応援ネットワークの理事を務め、また NPO 法人バウムカウンセリングルームの顧問を務めるとともに、HOTAKA 株式会社の顧問として、障がい者施設の新設や介護施設の増床などに関わってまいりました。これらの経験を通じて、福祉と地域、そして企業をつなぎ合わせることで、多くの方々により良い生活環境を提供できるとの確信を深めております。

そしてこのたび、株式会社グレートスタッフインターナショナルの中島社長、杉浦副社長とともに新たな法人を立ち上げ、多様な障害を持つ方々に対して「安心できる住まい」と「意欲を持って働ける場」を整備し、地域社会における自立と共生を実現していきたいと考えております。

本法人は、障がいのある方々一人ひとりの個性と能力を尊重し、誰もが安心して生活し、社会の一員として参画できる地域づくりに貢献することを目的として設立するものです。

【理事：大谷光弘】

私は大学卒業後、東新住建株式会社に入社し、不動産業界において約 10 年間勤務した後、平成 18 年に株式会社アイリスを設立し代表取締役就任いたしました。その後、不動産業を中心に事業を展開し、平成 30 年には不動産・管理業を営む、いつきトラスト株式会社を立ち上げ、現在も代表取締役として経営に携わっております。

長年にわたり建築・不動産業に従事してきた中で、直接福祉現場での業務経験はございません。しかしながら、HOTAKA 株式会社と協働し、福祉施設の場所探しや建物選定に数多く関わってきたことで、福祉事業の現場が抱える課題や、施設整備の重要性を深く認識する機

会を得ました。特に、障がいのある方や社会復帰を目指す方々にとって「安心して暮らせる場所」「自立に向けた働く場」を整備することが、地域社会において急務であると感じてまいりました。

今回の NPO 法人設立にあたり、私自身が法人を立ち上げたいというよりも、理事長や副理事長の強い思いに共感し、その志に賛同したことが大きな理由です。私はこれまで培ってきた不動産・建築分野での経験を活かし、福祉畑とは異なる視点から法人を支えることで、地域に必要とされる施設づくりに貢献していきたいと考えております。

本法人は、知的障がい者、精神障がい者及び身体障がい者、さらには刑務所や更生施設を退所したものの障がい者認定を受けられない、いわゆるボーダー層の方々を対象に、グループホームや就労支援事業所の運営、更生支援や地域生活支援事業を行います。これにより、生活の安定と社会復帰に向けた課題の解決を図り、自立した生活の質を高めるとともに、地域社会における共生の推進に寄与することを目的といたします。

【理事：山村毅】

私は大学院にて化学工学を専攻し、三菱化学株式会社に入社後はプラント運営管理や品質管理責任者を務め、その後は自動車部品メーカーやプラスチック製造販売会社などで経営企画や企業経営に携わってまいりました。これらの業務を通じて、経営管理や組織運営、品質・環境マネジメントなど幅広い経験を積んでまいりました。

その後、福祉分野に転じ、介護施設や障がい者施設の統括管理、グループホームや就労継続支援事業所の運営に直接携わるようになりました。NPO 法人や一般社団法人での事務局長・理事といった役職を歴任し、触法障がい者や要介護高齢者の受け入れをはじめ、数多くのグループホームや就労支援事業所の立ち上げに関与してまいりました。さらに、処遇改善加算や各種事業所の指定取得支援、職員研修の企画運営など、福祉現場における制度運用や人材育成にも携わってきました。

現在は、一般社団法人日本福祉人財開発協会の代表理事として、障がい福祉事業所や高齢者施設の経営支援を行うとともに、福祉法人や介護施設の立て直しコンサルタントなど、多様な立場から福祉事業を支えております。

今回の NPO 法人設立にあたり、私はこれまでの企業経営の知見と福祉現場での実務経験を活かし、知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者、そして社会復帰を目指すボーダー層の方々に対して、安心して生活できる「住まい」と自立につながる「働く場」の整備に力を尽くしたいと考えております。理事長や副理事長の思いに強く共感し、その理念をともに実

現するため、本法人の理事として参画する決意をいたしました。

本法人が取り組む事業は、障がいのある方々や社会復帰を目指す人々の生活の安定と自立を支援するとともに、地域社会全体における共生を推進するものであり、その意義は極めて大きいと確信しております。

令和 7 年 9 月 12 日

特定非営利活動法人日本福祉厚生支援機構

設立代表者

氏 名 中島 一史

特定非営利活動法人日本福祉厚生支援機構

令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 障害者の 日常生活及 び社会生活 を総合的に 支援するた めの法律に 基づく障害 福祉サービ ス事業	①共同生活援助（グルー プホーム）の運営	(A) 通年 (B) 愛知県内 (C) 10 名	(D) 障害者総合 支援法に基 づく支給決 定が下りて いる障がい 者 (E) 20 名	0
	②就労継続支援B型作業 所の運営	(A) 通年 (B) 愛知県内 (C) 10 名	(D) 障害者総合 支援法に基 づく支給決 定が下りて いる障がい 者 (E) 20 名	0
(2) 障害者の 日常生活及 び社会生活 を総合的に 支援するた	地域活動支援センター (創作活動・交流・休 息を行う場所の提供 等)	本事業年度は、実 施予定なし	—	0

めの法律に 基づく地域 生活支援事 業				
(3) 障害者の 日常生活及 び社会生活 を総合的に 支援するた めの法律に 基づく一般 相談支援事 業	サービス利用支援（障がい福祉サービスを利用するための計画作成支援等）	本事業年度は、実 施予定なし	一	0
(4) 自立と社 会参画活動 を支援する 事業	矯正施設退所予定者や 退所者に対して、生活 基盤・就労・社会参画 に関する相談・伴走支 援を行います。	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 1 名	(D) 矯正施設退 所予定者や 退所者 (E) 5 名	50
(5) 自立と社 会参画に関 する知識の 普及啓発事 業	パンフレットの作成・配 布及び講習会の開催 を通じて、矯正施設退 所予定者及び退所者 に関する理解の促進 並びに社会的啓発を 図る事業	(A) 年 2 回 (B) 名古屋市内 (C) 2 名	(D) 協力雇用主 等の企業や 福祉事業者 (E) 不特定多数	44

特定非営利活動法人日本福祉厚生支援機構

令和 8 年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、SNS 等の開設準備委員会を発足させる。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 障害者の 日常生活及 び社会生活 を総合的に 支援するた めの法律に 基づく障害 福祉サービ ス事業	①共同生活援助（グルー プホーム）の運営	(A) 通年 (B) 愛知県内 (C) 10 名	(D) 障害者総合 支援法に基 づく支給決 定が下りて いる障がい 者 (E) 20 名	1060
	②就労継続支援 B 型作業 所の運営	(A) 通年 (B) 愛知県内 (C) 10 名	(D) 障害者総合 支援法に基 づく支給決 定が下りて いる障がい 者 (E) 20 名	1060
(2) 障害者の 日常生活及 び社会生活 を総合的に 支援するた	地域活動支援センター (創作活動・交流・休 息を行う場所の提供 等)	本事業年度は、実 施準備に入る。人 員や場所の検討。	—	0

めの法律に 基づく地域 生活支援事 業				
(3) 障害者の 日常生活及 び社会生活 を総合的に 支援するた めの法律に 基づく一般 相談支援事 業	サービス利用支援（障がい福祉サービスを利用するための計画作成支援等）	本事業年度は、実施準備に入る。人員や場所の検討。	—	0
(4) 自立と社会参画活動を支援する事業	矯正施設退所予定者や退所者に対して、生活基盤・就労・社会参画に関する相談・伴走支援を行います。	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 1 名	(D) 矯正施設退所予定者や退所者 (E) 5 名	150
(5) 自立と社会参画に関する知識の普及啓発事業	パンフレットの作成・配布及び講習会の開催を通じて、矯正施設退所予定者及び退所者に関する理解の促進並びに社会的啓発を図る事業	(A) 年 2 回 (B) 名古屋市内 (C) 2 名	(D) 協力雇用主等の企業や福祉事業者 (E) 不特定多数	150

活動予算書

法人成立の日から 令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	120,000		
賛助会員受取入会金			
正会員受取会費	24,000		
賛助会員受取会費		144,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3. 受取助成金等			
受取助成金		0	
4. 事業収益			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	0		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業収益	0		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業収益	0		
自立と社会参画活動を支援する事業収益	0		
自立と社会参画に関する知識の普及啓発事業収益	0		
		0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			144,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	30,000		
印刷製本費	10,000		
会議費	20,000		
旅費交通費	4,000		
通信運搬費	0		
賃借料	0		
雑費	30,000		
その他経費計	94,000		
事業費計		94,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	50,000		
旅費交通費	0		
通信費	0		
消耗品費	0		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	50,000		
管理費計		50,000	
経常費用計			144,000
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金			
正会員受取会費	24,000		
賛助会員受取会費		24,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3. 受取助成金等			
受取助成金		0	
4. 事業収益			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	3,700,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業収益	0		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業収益	0		
自立と社会参画活動を支援する事業収益	0		
自立と社会参画に関する知識の普及啓発事業収益	0		
		3,700,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			3,724,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,620,000		
法定福利費	250,000		
人件費計	1,870,000		
(2) その他経費			
諸謝金	100,000		
印刷製本費	100,000		
会議費	200,000		
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	0		
賃借料	0		
雑費	100,000		
その他経費計	550,000		
事業費計		2,420,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	50,000		
会議費	120,000		
旅費交通費	100,000		
通信費	120,000		
消耗品費	50,000		
水道光熱費	0		
賃借料	360,000		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	100,000		
その他経費計	900,000		
管理費計		900,000	
経常費用計			3,320,000
当期正味財産増減額			404,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			404,000